

1 コンテンツの制作・流通・保存の促進

(1) ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進

官民協力による実証実験の推進

光ファイバ網の整備、デジタル放送の開始等、情報通信インフラの高度化が進展する中で、その利活用を促進することが「e-Japan戦略」における大きな課題となっており、コンテンツの制作・流通を促進し、インフラ整備とコンテンツ充実の好循環を創出していくことが重要となっている。また、知的財産基本法に基づき、平成15年3月に政府に設置された知的財産戦略本部においては、知的財産立国の実現におけるコンテンツの重要性が指摘されており、同年7月に同本部が決定した「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」では、「コンテンツビジネスの飛躍的拡大」が盛り込まれた。その後、同本部の下にコンテンツ専門調査会が設置され、コンテンツの創造・保護・流通の促進等に関する多面的な検討が行われ、平成16年4月に取りまとめが行われた。さらに、第159回国会には、議員提出法案として「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案」が提出され、同法は平成16年5月に成立した。

こうした状況の中、総務省では、放送コンテンツをはじめとするブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進に向けて、課題となっているコンテンツに係る著作権等の権利処理の円滑化^(注)やコンテンツの安全・確実かつ多様な流通技術の確立に関して、平成14

年度から官民の協力の下、以下のような実証実験を実施している(図表)。これにより、コンテンツの円滑な権利処理や安全・確実かつ多様な流通を実現するための汎用的なメタデータ(コンテンツの属性情報)体系の確立や国際的な標準化活動等への反映を目指している。

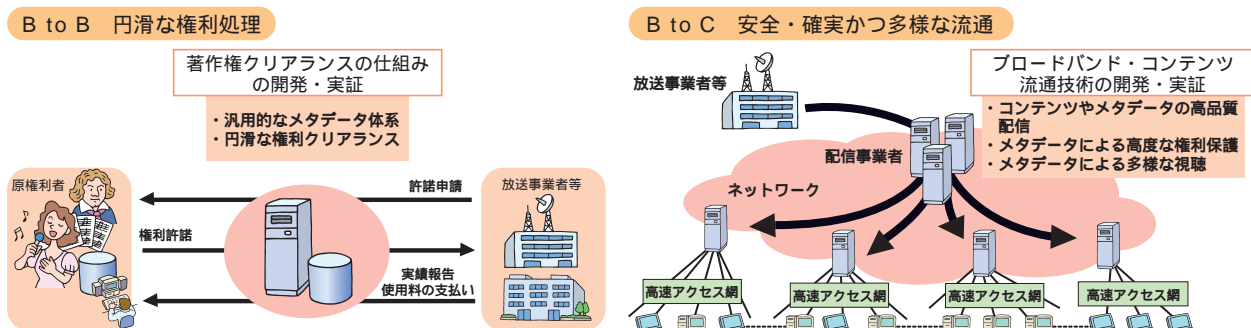
1 著作権クリアランスの仕組みの開発・実証

総務省では、放送コンテンツをはじめとするブロードバンド・コンテンツの円滑な権利処理の実現に向けた環境整備を推進するため、放送局、番組制作会社、権利者団体等と協力し、汎用的なメタデータ体系の策定、それを活用した権利処理業務を円滑化する権利クリアランスシステムの開発・実証等を推進している。

2 ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発・実証

総務省では、放送コンテンツをはじめとするブロードバンド・コンテンツの安全・確実かつ多様な流通の実現に向けた環境整備を推進するため、放送局、通信事業者、メーカー等と協力し、メタデータを活用したコンテンツの多様な視聴や高度な権利保護等を実現する技術、コンテンツやメタデータ等の高品質配信を実現する技術の開発・実証を推進している。

図表 ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進



(注) 映像コンテンツは製作に携わる者が多く(脚本家、作詞家、作曲家、実演家(演奏家・歌手・俳優)、素材の製作者等)、映像コンテンツのネットワーク配信のためには権利処理の円滑化が課題となっている

1 コンテンツの制作・流通・保存の促進

(2) デジタルアーカイブの高度利活用の促進

デジタルアーカイブを通じたコンテンツの拡大再創造サイクルの確立

デジタルアーカイブとは、デジタルコンテンツの蓄積・保存等を行うためのシステムの総称であり、今後は、コンテンツの「創造 蓄積・保存 利活用 更なる創造」のサイクルを確立するための重要なインフラとして期待が高まっている。そこで、総務省では、デジタルアーカイブ化された文化遺産等のコンテンツのネットワーク利活用の促進や、ウェブ情報（インターネット上にあるホームページ等の情報）のアーカイブ化を促進するための以下のような取組を実施している。

1 アーカイブコンテンツのネットワーク利活用の促進

総務省では、文化庁と連携を図りつつ、ブロードバンドを通じて国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を公開し、利活用を促進する「文化遺産オンライン構想」(平成15年4月公表)を平成15年度から推進している(図表)。

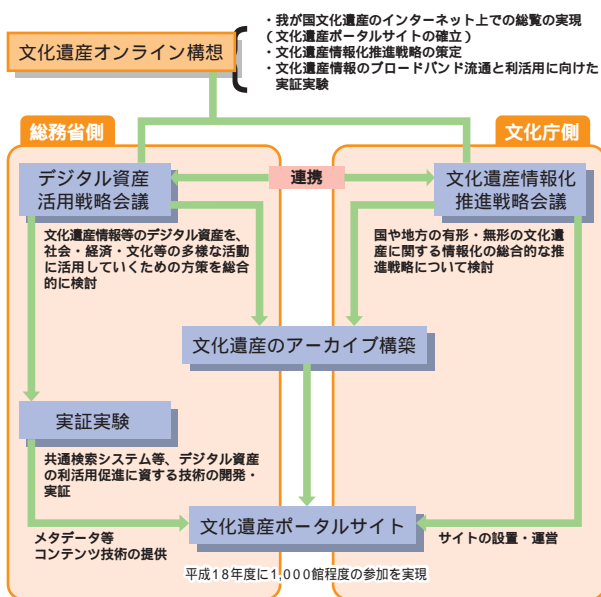
総務省では、本構想に基づき、博物館、美術館等においてデジタル保存されたコンテンツを、ネットワーク上で流通させ、社会・経済・文化・教育等の多様な活動における利活用を推進する上での課題を解決する

ために必要なメタデータ体系等の検討を目的とした実証実験を平成15年度から2年の予定で実施している。また、平成12年度から、総務省(旧自治省)では、「地域文化デジタル化事業」(平成14年度以前は「デジタル・ミュージアム構想」)を推進しており、地方公共団体に対して、地域の博物館・美術館等に収蔵されている文化財、地域の祭や伝統舞踊等広く地域文化一般をデジタルデータ化するための経費については地方交付税による支援を、デジタル化したコンテンツを鑑賞させるため、または情報発信・利活用するためのシステムの整備(ハード事業)については地域活性化事業債による支援を実施している。

2 ウェブ情報のアーカイブ化の促進

ウェブ情報は、デジタル時代の知識・文化が結集する貴重な資産であるものの、日々の更新により消去・散逸しやすいため、総務省では、平成16年度から、国立国会図書館と連携し、これまでの海外での取組等も参考にしつつ、ウェブ情報のアーカイブ化や利活用を促進するための技術・仕組みの構築・実証について実施する予定である(図表)。

図表 文化遺産オンライン構想の概要



図表 各国の主要ウェブアーカイブ関連プロジェクト例

米国	<p>「MINERVA」プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国会図書館ではサイト単位の収集を実施 <ul style="list-style-type: none"> - ウェブコレクションの例: 9.11テロ、2000大統領選 等 ・「ウェイバックマシン」(Wayback Machine) ・米国のNPO団体であるThe Internet Archiveが2001年10月に開始したウェブページのアーカイブ。1996年以降に作成された100億ページ以上(100テラバイト)を収蔵したウェブページを公開中
欧州	<ul style="list-style-type: none"> ・2002年8月に欧州各国国立図書館から構成されるコンソーシアムがEUに「ヨーロッパウェブアーカイブ」創設意向書を提出 ・英、仏、独、北欧諸国等の国立図書館において、インターネットアーカイブのプロジェクトが進展中 例: Britain on the Web(英国)ではサイトを選択して収集を実施 例: 北欧ではフィンランド、デンマーク、スウェーデン等が一国全体のウェブを収集するバルク収集を実施。netarchive.dk(デンマーク)等
オーストラリア	<p>「PANDORA」プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア国立図書館では、サイトを選択して収集を実施し、オーストラリア関係資料、学術資料等を収集
日本	<p>「ワーブ」(Web Archiving Project)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立国会図書館が実験プロジェクトとして平成14年度から3年間のプロジェクトとして実施中 ・ウェブコレクションと電子雑誌コレクションから構成されている - ウェブコレクションの例: 2002年サッカーW杯のウェブページ 等

1 コンテンツの制作・流通・保存の促進

(3) 良質なコンテンツの制作・流通の促進に向けた取組

安心・安全・公正なコンテンツの制作・流通体制等の実現に向けた取組

1 インターネット上の違法・有害コンテンツ対策

総務省では、平成16年度から、インターネット上の違法・有害情報の増大に対し、利用者がコンテンツの安全性を容易に判断できる環境を創出するために、サイト開設者が自らのサイトの安全性を示すことができる「コンテンツ安心マーク」(仮称)制度の創設を推進することを目的とした調査研究等を行っている(図表)。

2 放送番組制作委託の公正性・透明性の一層の向上に向けた取組

平成14年9月から、二次利用・良質な作品等への需要の高まりを踏まえ、番組制作委託の公正性・透明性のより一層の向上を図ることを目的に、総務省では、放送局・番組制作会社等の参加を得てブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会を開催している。平成14年12月には、番組の制作委託取引に関する自主基準の策定、公表等について合意し、これに基づき、平成15年3月にはNHK及び民放連が自主基準を策定、公表した。また、平成16年3月には放送番組の制作委託に係る契約見本を取りまとめ、公表した。

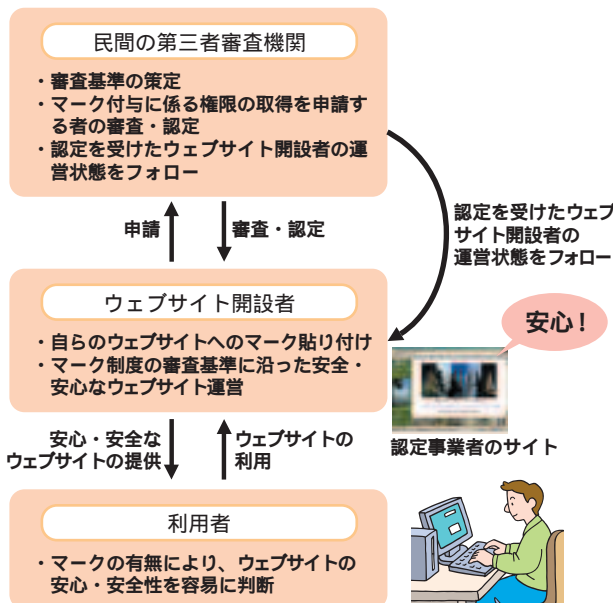
3 地域に根ざしたコンテンツの振興に向けた取組

総務省では、平成14年12月から、地域に根ざしたコンテンツ制作・流通等に関する先導的な取組の実態・諸課題等を調査・検討することを目的とした地域メディアコンテンツ研究会を開催し、平成15年8月に報告書が公表された。本報告書の提言を受け、(社)デジタルメディア協会の主催するAMD Awardにおいて「リージョナル賞」が創設されており、総務省においても、地域における先導的な事例の全国的な普及に向け取り組んでいる。

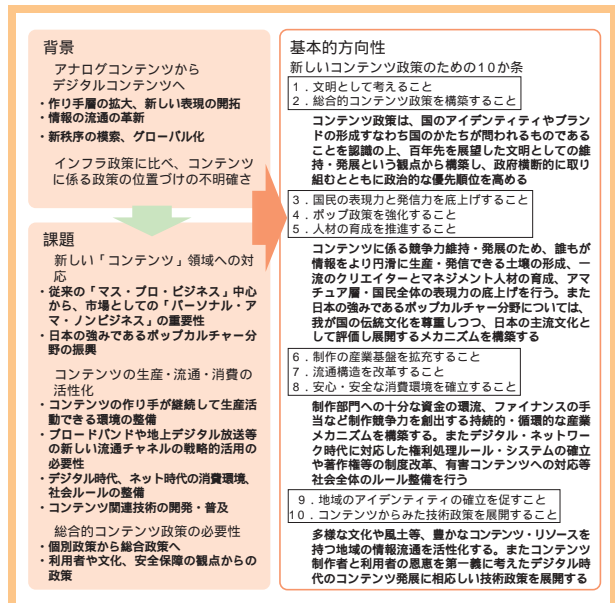
4 新しいコンテンツ政策の取組

ブロードバンドネットワークインフラ等の普及により社会の急速なデジタル化が進展する中、コンテンツにおけるアナログからデジタルへの変動を的確にとらえ、短期・長期における新たなコンテンツ政策を構築していくため、総務省では、平成15年5月から、情報通信ソフト懇談会において検討を行った。同懇談会では、平成15年7月に中間取りまとめを、同年12月に「新しいコンテンツ政策のための10か条」を含む最終取りまとめを報告した(図表)。

図表 「コンテンツ安心マーク」(仮称)制度の運用イメージ



図表 「新しいコンテンツ政策を考える研究会」最終取りまとめ(概要)



2 人材の育成

IT人材42万人不足

情報通信社会は急速に進展し、着実に国民生活に身近なものとなりつつあり、国民すべてが社会の急激な変化に対応するためにも、情報通信技術の基礎技能を、等しくまた早期に普及することが求められている。また、情報通信分野は、高度な技術力により急速に発展している分野であり、情報通信を活用して既存産業の国際競争力を維持・強化していくためには、高度な情報通信技術者が不可欠である。「e-Japan重点計画-2003」においても、「人材の育成並びに教育及び学習の振興」が重点政策分野の1つに位置付けられている。

1 情報通信ソフト懇談会

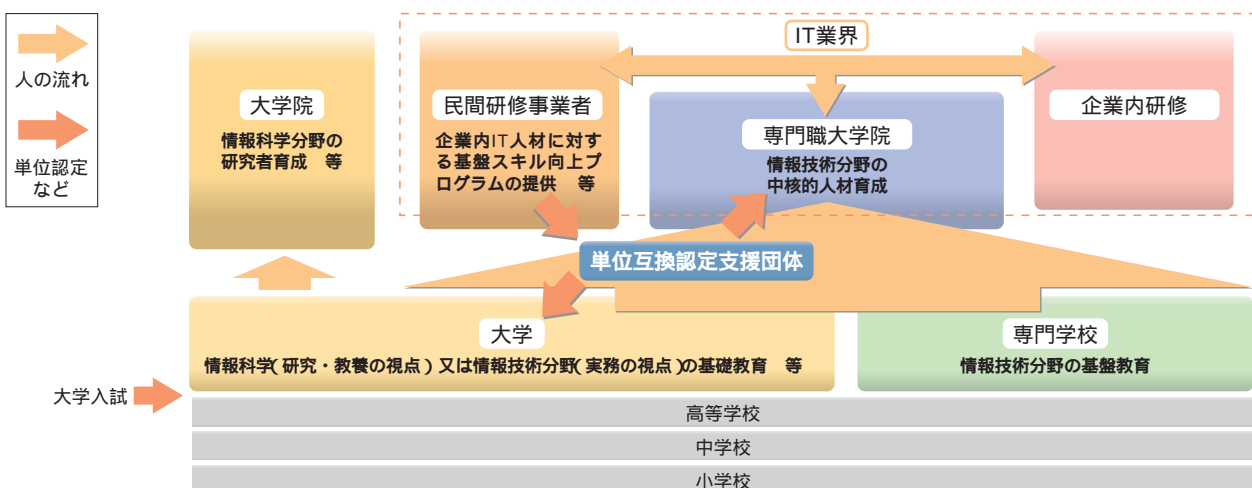
総務省では、平成15年3月から情報通信ソフト懇談会を開催した。同懇談会では、情報通信分野における人材の育成を効果的に実施する方策を検討するとともに、情報セキュリティ分野における人材育成の在り方について検討を行った。同懇談会の報告書においては、情報通信分野における専門的人材が約42万人、情報セキュリティ人材が約12万人不足しており、人材の早期育成のための研修機会の確保が課題であると提言された。また、情報通信技術者の効果的な育成の観点から、高等学校卒業以降のIT教育に関する各教育機関の役割分担等の将来像が示された(図表)。さらに、課題として、情報教育の実効性を高めるための大学入試センター試験における普通科目「情報」の導入、大学・大学院では、学術的な研究や教養が重視され、実

務的な教育を受ける機会が少ないとの指摘から大学における実務的なIT教育の導入、大学生や社会人のレベルアップを図るための専門職大学院を活用した人材の育成等が提言された。このため総務省では、研修機会拡大の施策を推進するとともに、その他の課題についても提言を尊重し、実現に向けた検討を進めている。

2 情報リテラシーの向上

学校への高速インターネット接続については、「e-Japan重点計画-2003」において本部決定された「2005年度までに、おおむねすべての公立小中高等学校等が高速インターネットに常時接続できるようにする」という目標達成に向けて、総務省では、「地域イントラネット基盤施設整備事業」等により、学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体を支援し、地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図っている。また、公立小中高等学校等のインターネット接続に必要な経費や教育用コンピュータ整備に必要な経費、情報処理技術者を活用し、情報教育の技術面の指導や研修を実施するために必要な経費を対象として地方財政措置を講じている。こうした中、平成14年度における公立小中高等学校等の高速インターネット接続率は56.8%となっている(2-6-1(P.185)参照)。

図表 IT教育機関の機能分担の将来像



関連ページ → IT人材の育成については、2-6-2(P.186)参照

一方、文部科学省においては、学習指導要領の改訂（平成12年度からの移行措置）が行われ、平成14年度から小中高等学校を通じて各教科や新設された総合的な学習の時間におけるコンピュータやインターネットの積極的な活用が行われているほか、中学校の技術・家庭科における必修内容として「情報とコンピュータ」の授業が開始されている。また、平成15年には、高等学校で普通教科として「情報」が新設され必修とされた。このように、学校における情報教育が充実され、国民の情報リテラシー向上に寄与している。

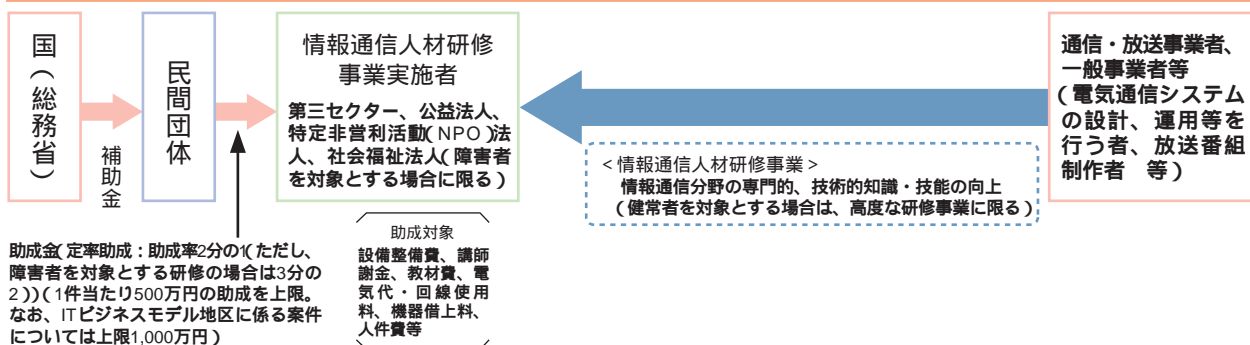
3 専門的人材の育成

総務省では、平成13年度から、急速に高度化が進む情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成し、IT人的資源大国となることに貢献することを

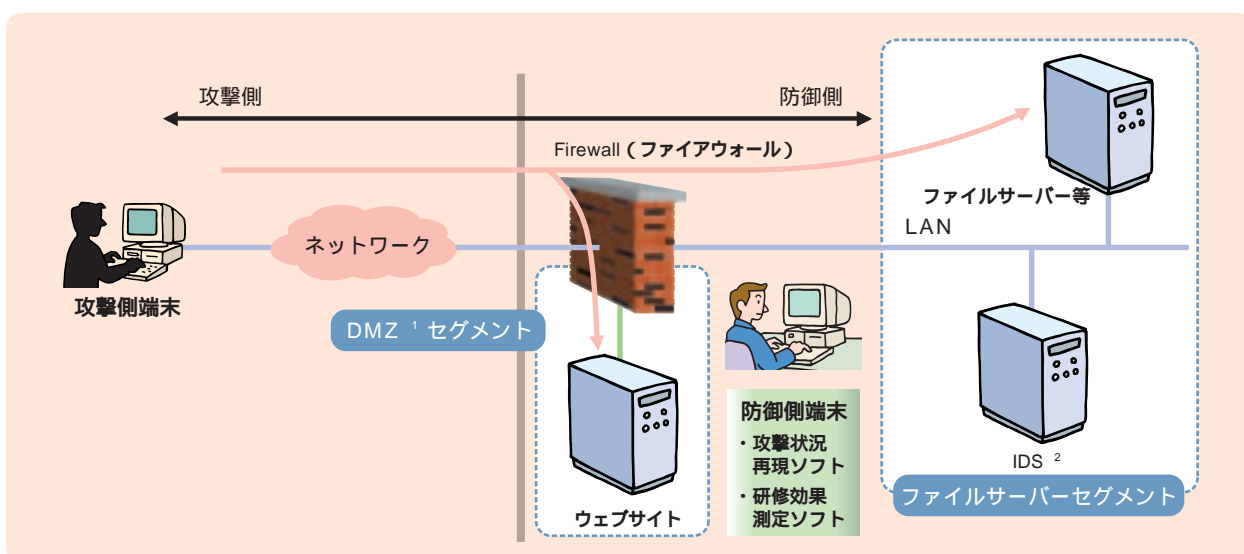
目的として、「情報通信人材研修支援制度」を導入した。同制度では、情報通信人材研修事業を実施する第三セクター及び公益法人等を対象に、当該事業に必要な運用費用の一部を助成（助成率2分の1）するもので、平成15年度は138件を採択した（図表）。

また、平成16年度から、不正アクセスや攻撃等の情報セキュリティ侵害事案に的確に対処できる人材を効果的かつ集中的に育成することにより、ネットワークの安全性・信頼性の確保・向上を図ることを目的として、「情報通信セキュリティ人材育成センター開設支援事業」を導入した。同事業は、情報セキュリティ侵害事案に対する実践的な対処法を習得するための研修事業に必要な初期費用（教材開発・設備整備費の一部）を補助（補助率2分の1）するものである（図表）。

図表 情報通信人材研修事業支援制度の概要



図表 情報通信セキュリティ人材育成センターのイメージ図



1 DMZ (demilitarized zone)：ファイアウォールによって外部ネットワークからも内部ネットワークからも隔離された区域
2 IDS (intrusion detection system)：侵入検知システム

関連ページ ●●●▶ 公立学校におけるIT教育については、2-6-1(P.185) 参照